

専決処分の報告について

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月25日

秦野市長 高橋 昌和



理由

介護保険法施行令の一部改正により、条例で引用する同令の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例（平成 12 年秦野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表(6)の項ア中「政令第 38 条第 4 項」を「政令第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

報告第20号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新			旧		
<p>(保険料率等)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。</p>			<p>(保険料率等)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者（以下「第1号被保険者」という。）の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項各号に掲げる区分に応じる割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。</p>		
区 分	割合	保険料率（年額）	区 分	割合	保険料率（年額）
(1)－(5) (略)			(1)－(5) (略)		
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1	1.12	72,440円	(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1	1.12	72,440円

項、第34条の2第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7)-(13) (略)

2 (略)

項、第34条の2第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用があるときは、その合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7)-(13) (略)

2 (略)

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。